

議案第十八号

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和八年三月三十一日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十四号）
の一部を次のように改正する。

別表第三中「中央区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月中央区教育委員会規則第十一号）
第八条の規定により準用する同規則第十五条の三第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」
を「職員のうちその属する職務の級が二級であるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

学校教育法の改正に伴う中央区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月中央区教育委員
会規則第十一号）の改正により、幼稚園の主任教諭に関する規定を整備するため、規則の一部を改正
する必要があることから、この議案を提出します。

○新旧対照表（抄）

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十四号）

新		旧	
別表第三（第十一条関係）		別表第三（第十一条関係）	
職員の区分	割合	職員の区分	割合
園長	百分の十二	園長	百分の十二
副園長	百分の十	副園長	百分の十
職員のうちその属する職務の級が二級であるもの	百分の五	中央区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月中央区教育委員会規則第十一号）第八條の規定により準用する同規則第十五條の三第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭	百分の五
<p>附則</p> <p>この規則は、令和八年四月一日から施行する。</p>			